令和2年3月4日 11:00

相模原市発表資料

市・県民税の申告期限を1か月延長します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年2月27日に国において 所得税の確定申告期限を1か月延長し、令和2年4月16日(木)までとする発表があり ました。

本市としても、市・県民税の申告期限を1か月延長し令和2年4月16日(木)まで受け付けます。申告会場の混雑緩和により、感染拡大防止に取り組みます。

1 申告期限

(<u>変更前</u>) 令和 2 年 3 月 1 6 日 (月) (変更後) 令和 2 年 4 月 1 6 日 (木)

2 3月17日(火)~ 4月16日(木)まで申告受付窓口

,		
	申告受付窓口	受付時間
緑区	緑市税事務所(緑区合同庁舎 5 階	F * 0 11 2 0 ()
中央区	市民税課 (市役所第2別館1階)	午前8時30分
南区	南市税事務所(南区合同庁舎3階)	~午後5時

土曜日、日曜日、祝日の受付は行っていません。

城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、 藤野まちづくりセンターでも申告が可能です。

3月16日(月)までの会場の詳細は、広報さがみはら(2/1号)や相模原市のホームページにて案内しております。

3 その他

市・県民税の申告は、郵送でも提出が可能です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送での申告を推奨しております。

申告書の様式は相模原市ホームページからダウンロードできます。また、「市・県民税(住民税)の試算システム」は住民税の税額の試算や申告書の作成が可能です。

「市・県民税(住民税)の試算システム(外部リンク)」

https://cloud-service.sunnet.co.jp/jcloud_sagamihara/

郵送先

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所 市民税課 賦課班 所得税の確定申告は相模原税務署での受付となります。

> (問い合わせ先) 担当 市民税課 電話 042-769-8221